

# まちづくり計画策定担い手支援事業交付要綱

平成 19 年 3 月 30 日

国都計第 156 号

平成 20 年 3 月 27 日

国都計第 155 号

## 第 1 条 通則

まちづくり計画策定担い手支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日付総理府・建設省令第 9 号）及びまちづくり計画策定担い手支援事業制度要綱（平成 19 年国都計第 155 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

## 第 2 条 補助金の額

- 1 まちづくり計画策定担い手支援事業（密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業を除く。）についての補助金の額は、対象事業に要する経費の合計額の 2 分の 1 以内の額とする。
- 2 密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業についての補助金の額は、対象事業に要する経費の合計額以内の額とする。
- 3 補助金の額は、1 ヘクタール当たり 2,500 千円（密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業については 5,000 千円）を限度とする。また、密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業については、1 地区あたり 20,000 千円を限度とする。

## 第 3 条 補助金交付の申請

- 1 助成対象事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）あてに申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式 2 の進達書に助成対象事業主体よりの前項の申請書を添え大臣に提出しなければならない。

## 第 4 条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条の規定による申請書の進達があったときは、交付の決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式 3 により助成対象事業主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

## 第5条 申請の取下げ

助成対象事業主体は、法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式4による申出書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

## 第6条 事業変更の承認等

- 1 助成対象事業主体は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、第3条第1項の申請書に記載された補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ様式5による申請書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 助成対象事業主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式6による申請書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式7による進達書を提出しなければならない。
- 4 大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。
- 5 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式8により助成対象事業主体に通知するものとする。

## 第7条 事業執行困難等

- 1 助成対象事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の執行が困難となったときは、様式9により速やかに報告書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、第3条の補助金交付の手続きに準じて、様式10による進達書を提出しなければならない。
- 3 大臣は、第1項の報告書の進達があったときは、必要な指示を行うものとする。

## 第8条 状況報告

助成対象事業主体は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式11による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

## 第9条 実績報告

- 1 助成対象事業主体は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受理したときは、様式13により大臣に報告しなければならない。

## 第10条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条の報告を受けた場合には、前条の報告書等の書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認を受けた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは様式14により確定通知書を助成対象事業主体に交付し、補助金の額の確定後様式15により大臣に報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、助成対象事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式16により命ずるものとし、前項に併せ様式15により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第11条 交付の決定の取消等

- 1 大臣は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
  - 一 助成対象事業主体が、令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣又は所管地方整備局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 助成対象事業主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 助成対象事業主体が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行った場合
  - 四 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式17により命ずるものとし、様式18により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項を準用する。

#### 第12条 概算払等

助成対象事業主体は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式19による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

#### 第13条 補助金の経理

- 1 助成対象事業主体は、補助事業について様式20による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

- 2 助成対象事業主体は前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### 第14条 助成対象事業主体の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける助成対象事業主体に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

(附則)

本要綱は、平成19年4月1日から適用する。

(附則)

本要綱は、平成20年4月1日から適用する。

様式－1

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金交付申請書

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 事業名 まちづくり計画策定担い手支援事業

※重点密集市街地において行う場合は、「密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業」と記載。

2. 助成対象事業主体

3. 交付申請額 金 円

4. 補助事業の目的及び内容

地区名 (地区面積)	事業内容の目的及び内容

5. 補助事業の完了予定期日 平成 年 月 日

6. 収支予定

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
収 入	国庫補助金	
	その他	
	計	
支 出		

様式-2

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

地方整備局長等 印

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助金交付申請進達書

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助金について、別紙のとおり補助金の交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

(備考) 本様式に次表をあわせたものが進達書である。

番 号	補助事業者名	補助事業等の名称		補助金額 (千円)	補助申請番号 日付
		事業名	箇所名		

番 号  
年 月 日

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 殿

国 土 交 通 大 臣 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付申請のあった平成 年度民間都市再生推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書（以下「申請書」という。）により申請のあったとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円



3 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

1) 補助事業の実施について次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき

ロ 補助事業を中止し、又は廃止するとき

ハ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき

2) 補助事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）まちづくり計画策定担い手支援事業制度要綱（平成 19 年国都計第 155 号）及びまちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付要綱（平成 19 年国都計第 156 号）に従わなければならない。

様式－4

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金交付申請取下げ申出書

平成 年 月 日付 第 号をもって申請した民間都市再生推進事業費補助金に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、まちづくり計画策定担い手支援事業交付要綱第5条の規定により申し出ます。

記

様式－5

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象実施主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金交付決定変更申請書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった 年度民間都市再生推進事業費補助金についての交付決定の内容等を下記のとおり変更したいので、まちづくり計画策定担い手支援事業交付要綱第6条第1項の規定によりその承認を申請します。

記

1. 地区名

2. 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

### 3. 変更の内容

・ 交付決定額の変更

(単位：円)

交付決定額	変更増減額	変 更 額	摘 要

・ 補助事業の内容の変更

対象事業	事 業 内 容 の 変 更 点

（平成 年 月 日）  
・補助事業の完了予定期日の変更 平成 年 月 日

4. 収支予定の変更

（単位：円）

区 分		金 額	備 考
収 入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支 出			

様式－6

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金  
補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、まちづくり計画策定担い手支援事業交付要綱第6条第2項の規定によりその承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止（廃止）後の措置



国都総第 号

平成 年 月 日

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 殿

国 土 交 通 大 臣 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付国都総第 号で交付決定を通知した平成19年度民間都市再生推進事業費補助金については、下記のとおり当該決定の額及びその内容を変更したので、通知する。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、平成 年 月 日付 第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

区分	前回までの 交付決定額	今回変更 増△減額	変更交付 決定額
補助対象経費			
補助金の額			



番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金  
補助事業執行困難等報告書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について、まちづくり計画策定担い手支援事業交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 事故の内容及び要因
3. 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び補助金の交付決定額
4. 事故に対してとった措置及び今後とろうとする措置

様式-10

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

地 方 整 備 局 長 等 印

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助金 補助事業の執行困難等報告進達書

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助金について、別紙のとおり補助事業の執行困難等の  
状況報告があったので、これを進達します。

番 号  
年 月 日

地 方 整 備 局 長 等 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金  
補助事業遂行状況報告書

(平成 年 月 日付 第 号)による指示に係る平成 年 月 日付  
第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業の遂行状況について、まちづくり計画策  
定担い手支援事業交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事業遂行状況及び支出状況(説明のなかで、事業に対する出来高の比率(進捗率)を明  
示すること。)

2. 事業完了(予定) 平成 年 月 日

番 号  
年 月 日

地 方 整 備 局 長 等 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金  
補助事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業を下記  
のとおり実施したので、まちづくり計画策定担い手支援事業交付要綱第9条第1項の規定に  
より下記のとおり実績を報告します。

記

1. 地区名

2. 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	円
精 算 額	金	円

3. 補助事業の完了期日

平成 年 月 日

4. 補助事業の内容

対象事業	事業内容

5. 収支決算

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
収 入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支 出			

※ 調査・検討内容に関する報告書を別途提出のこと。

様式-13

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

地 方 整 備 局 長 等 印

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助金実績報告書の受理について

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助について、補助事業の実績報告書を受理したので実績報告書写を添えて報告します。

様式-14

番 号  
年 月 日

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 殿

地 方 整 備 局 長 等 印

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助金確定通知書

平成 年 月 日付 で実績報告のあった標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定補助金額
- 2 交付済補助金額
- 3 確定補助金額

様式-15

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

地 方 整 備 局 長 等 印

補助金の額の確定（等）について

標記について、別紙補助金確定通知書写のとおり補助金の額を確定したので報告します。  
(なお、上記確定に伴い既に交付した国庫補助金超過額に対しては、別紙返還命令書写のとおり返還を命じたので併せて報告します。)



様式 16

番 号  
年 月 日

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 殿

地 方 整 備 局 長 等 印

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助金返還命令書

平成 年 月 日付 で補助金の額を確定した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条 2 項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限

様式-17

番 号  
年 月 日

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 殿

地 方 整 備 局 長 等 印

平成〇〇年度民間都市再生推進事業費補助金返還命令書

平成 年 月 日付 第 号で交付の決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条1項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限

様式-18

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

地 方 整 備 局 長 等 印

補助金返還命令について

平成 年 月 日付 第 号で交付の決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条1項の規定により、別紙返還命令書写のとおり返還を命じたので報告します。

番 号  
年 月 日

官 署 支 出 官

国土交通大臣官房会計課長 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度民間都市再生推進事業費補助金概算払（精算払）請求書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった民間都市再生  
推進事業費補助金について、下記により金 円を概算払（精算払）によって  
交付されたく請求します。

記

1. 請求の内容

区分	事業費	国庫補助額	既受領額		今回受領額		残額		事業完了予定 期日	備考
			金額	出来高	金額	月日 まで 出来高	金額	年度内 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%	年月日	
合計										

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

## 注 意

- 1 事業費は補助対象事業費の総額を記入すること。
- 2 国庫補助金は、国庫補助総額を記入すること。
- 3 予定出来高の％は、整数で記入すること。
- 4 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入すること。
- 5 請求額は予定出来高以内とすること。
- 6 上記予定出来高の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細、支払計画等の基礎資料により勘案し積算すること。  
※概算払においては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
- 7 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。

平成 年度 収 支 簿

国土交通省所管

国			対象事業実施主体						
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率 (50%又は 100%)	収 入			支 出			
			項 目	収入額	日付	項 目	支出額	うち 国庫補助金 相当額	日付
(項) 都市・地域づくり推進費	円	%	【国庫補助金】	円		【委託費】	円	円	
			(小計)	円		(項目)			
			【国庫補助金以外】	円		(相手方)			
			(小計)	円					
			合計	円		合計	円	円	

記載要領

1. 「項目」欄は、収入・支出の内容を記載してください。
2. 「収入」欄の【国庫補助金以外】は内訳を詳しく記載してください。
3. 「支出」欄は、項目と支出相手方を記載してください。
4. 「日付」欄は、各項目ごとに記載してください。